

公立大学法人横浜市立大学における個人情報の適正な管理に関する取扱要領

制 定 平成 17 年 7 月 7 日

最近改正 令和 7 年 9 月 8 日

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 個人情報の取扱い（第 4 条－第 5 条）
- 第 3 章 特定個人情報の取扱い（第 6 条－第 7 条）
- 第 4 章 雑則（第 8 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要領は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）、横浜市個人情報の保護に関する条例（以下「保護条例」という。）及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（以下「番号条例」という。）に基づき、実施機関（保護条例第 2 条第 2 項に規定する実施機関をいう。）である公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）における個人情報及び特定個人情報の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要領における用語の定義は、この要領において定めるもののほか、保護法、番号法、保護条例及び番号条例の例による。

2 この要領において「個人情報」とは、保護法第 2 条第 1 項に規定する個人情報のうち特定個人情報を除いたものをいう。

3 この要領において「職員等」とは、法人の役員のほか、法人の職務上の指揮監督権限に服する全ての職員をいう。

（職員等の責務）

第 3 条 法人の職員等は、保護法、番号法、保護条例及び番号条例の趣旨に則り、関連する法令、条例その他規則及び規程等の定め並びに第 4 条に定める法人総括個人情報保護管理者及び第 6 条に定める法人総括特定個人情報保護管理者の指示に従い、個人情報及び特定個人情報を取り扱わなければならない。

第 2 章 個人情報の取扱い

（管理体制）

第 4 条 法人の個人情報管理体制は次による。

- (1) 法人総括個人情報保護管理者 法人総括個人情報保護管理者は、理事長とし、次の業務を行う。

- ア 法人における個人情報の適正な管理を総括する。
 - イ 法人における個人情報の適正な管理対策を決定する。
 - ウ 統括個人情報保護管理者に対し個人情報の適正な管理に関する事項についての指示及び指導を行う。
- (2) 統括個人情報保護管理者 統括個人情報保護管理者は事務局長、附属病院長及び市民総合医療センター病院長とし、次の業務を行う。
- ア 法人における個人情報の適正な管理のための措置を講ずる。
 - イ 同条第5号オに基づく各課等からの報告を取りまとめ、必要に応じて確認を行ったうえで、毎年1回法人統括個人情報保護管理者に報告する。
 - ウ 統括個人情報保護推進者に対し個人情報の適正な管理に関する事項についての指示及び指導を行う。
- (3) 統括個人情報保護推進者 統括個人情報保護推進者は総務部長、医学・病院統括部長及び市民総合医療センター管理部長とし、次の業務を行う。
- ア 統括個人情報保護管理者を補佐し、法人における個人情報の適正な管理のための措置について、統括的な調整を行う。
 - イ 統括個人情報保護責任者に対し個人情報の適正な管理に関する事項についての指示及び指導を行う。
- (4) 統括個人情報保護責任者 統括個人情報保護責任者は、総務部総務課長、医学・病院統括部総務課長及び市民総合医療センター管理部総務課長とし、次の業務を行う。
- ア 統括個人情報保護推進者を補佐し、法人における個人情報の適正な管理について、必要な調整を行う。
 - イ 個人情報保護責任者に対し個人情報の適正な管理に関する事項についての指示及び指導を行う。
- (5) 個人情報保護責任者 個人情報保護責任者は、学部及び研究科においては学科長及び専攻長、事務局、附属病院及び附属市民総合医療センターにおいては課等の長（課が置かれない部、室、科及びセンターにおいては、部、室、科及びセンターの長）とし、次の業務を行う。
- ア 各所属において保有する個人情報について、作成又は入手、利用、保管及び廃棄等の局面に応じ、適正に管理する責任及び運用する権限を有する。
 - イ 各所属において保有する個人情報について、作成又は入手、利用、保管及び廃棄等の局面に応じ、適正に管理するためのマニュアルを作成する。
 - ウ 所属職員等を指揮監督し、毎年1回研修を実施する。
 - エ 個人情報の取扱いに関する自主点検を毎年1回行う。
 - オ ウ及びエの結果について、統括個人情報保護管理者に報告する。
- (漏えい等発生時の対応)

第5条 個人情報保護責任者は、個人情報の漏えい事故等が発生し、又はそのおそれがある場合は、統括個

個人情報保護責任者に第一報を入れ、速やかに次の事項を報告するとともに、統括個人情報保護責任者の指示に従う。また、統括個人情報保護責任者は、法人統括個人

情報保護管理者、統括個人情報保護管理者及び統括個人情報保護推進者へ報告をするものとする。

- (1) 概要（発生経過）
 - (2) 原因
 - (3) 漏えい文書等の内容（個人データの項目及び個人データに係る本人の数）
 - (4) 二次被害又はそのおそれの有無とその内容
 - (5) 事故後の対応（本人への対応状況を含む）
 - (6) 再発防止策
- 2 法人総括個人情報保護管理者は、発生し、又はそのおそれがある個人情報の漏えい等が、保護法第 26 条第 1 項に規定する事態に該当すると判明した場合は、直ちに個人情報保護委員会へ報告をするものとする。
- 3 個人情報保護責任者は、統括個人情報保護責任者の指示に従い、流出した個人情報の回収に努め、被害者への説明・謝罪を迅速に行うものとする。
- 4 個人情報保護責任者は、法人総括個人情報保護管理者の指示に従い、二次被害の防止等のため、第 1 項に掲げる事項を原則公表するものとする。
- 5 個人情報保護責任者は、法人総括個人情報保護管理者の指示に従い、個人情報の漏えい等を公表をした場合に次のいずれかに該当する具体的なおそれがあると認めるときは、当該漏えい等の全部又は一部を公表しないことができる。横浜市個人情報保護審議会へは、当該漏えい等の概要、公表しないこととする理由その他必要な事項を報告するものとする。
- (1) 人の生命、身体又は財産が侵害されるおそれ
 - (2) 特定の者の生活の平穏が著しく害されるおそれ
 - (3) その他特定の者の権利利益が侵害されるおそれ

第 3 章 特定個人情報の取扱い

（特定個人情報の管理体制）

第 6 条 法人の特定個人情報管理体制は次による。

- (1) 法人総括特定個人情報保護管理者 法人総括特定個人情報保護管理者は、理事長とし、次の業務を行う。
 - ア 法人における特定個人情報の適正な管理を総括する。
 - イ 法人における特定個人情報の適正な管理対策を決定する。
 - ウ 統括特定個人情報保護管理者に対し特定個人情報の適正な管理に関する事項についての指示及び指導を行う。
- (2) 統括特定個人情報保護管理者 統括特定個人情報保護管理者は事務局長、附属病院長及び市民総合医療センター病院長とし、次の業務を行う。
 - ア 法人における特定個人情報の適正な管理のための措置を講ずる。
 - イ 監査を実施し、その結果を法人総括特定個人情報保護管理者に報告する。
 - ウ 第 4 条第 5 号エに基づく各課等からの報告を取りまとめ、毎年 1 回法人総括特定個人情報保護管理者に報告する。
 - エ 統括特定個人情報保護推進者に対し特定個人情報の適正な管理に関する事項

についての指示及び指導を行う。

- (3) 統括特定個人情報保護推進者 統括特定個人情報保護推進者は総務部長、医学・病院統括部長及び市民総合医療センター管理部長とし、次の業務を行う。
- ア 統括特定個人情報保護管理者を補佐し、法人における特定個人情報の適正な管理のための措置について、統括的な調整を行う。
 - イ 統括特定個人情報保護責任者に対し特定個人情報の適正な管理に関する事項についての指示及び指導を行う。
- (4) 統括特定個人情報保護責任者 統括特定個人情報保護責任者は、総務部総務課長、医学・病院統括部総務課長及び市民総合医療センター管理部総務課長とし、次の業務を行う。
- ア 統括特定個人情報保護推進者を補佐し、法人における特定個人情報の適正な管理について、必要な調整を行う。
 - イ 特定個人情報保護責任者に対し特定個人情報の適正な管理に関する事項についての指示及び指導を行う。
- (5) 特定個人情報保護責任者 特定個人情報取扱責任者は、総務部人事課長、医学・病院統括部職員課長及び附属市民総合医療センター管理部総務課長とし、次の業務を行う。
- ア 各所属において保有する特定個人情報について、作成又は入手、利用、保管及び廃棄等の局面に応じ、適正に管理する責任及び運用する権限を有する。
 - イ 所属職員等を指揮監督し、毎年1回研修を実施する。
 - ウ 監査の実施対象となる年度を除き、特定個人情報の取扱いに関する自主点検を毎年1回行う。
 - エ イ及びウの結果について、統括特定個人情報保護管理者に報告する。
 - オ 特定個人情報を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）並びにその役割を指定する。
 - カ 各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報の範囲を指定する。
- (6) 事務取扱担当者 事務取扱担当者は、総務部、医学・病院統括部及び附属市民総合医療センター管理部の職員のうち、特定個人情報保護責任者が指定する者とし、次の業務を行う。
- ア 事務取扱担当者は、特定個人情報保護責任者の指導及び監督に従い、特定個人情報保護責任者が指定した範囲の特定個人情報に関する事務を担当する。
 - イ 事務取扱担当者は、同条第5号イに定める研修を受けなければならない。
 - ウ 事務取扱担当者は、職務上知ることができた特定個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（特定個人情報漏えい等発生時の対応）

第7条 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報の漏えい等が発生し、又はそのおそれがあるものその他の番号法違反又はそのおそれがある場合は、統括特定個人情報保護責任者に第一報を入れ、速やかに次の事項を報告するとともに、統括特定個人情報保護責任者の指示に従う。また、統括特定個人情報保護責任者は、法人総括

特定個人情報保護管理者、統括特定個人情報保護管理者及び統括特定個人情報保護推進者へ報告をするものとする。

- (1) 概要（発生経過を含む）
 - (2) 原因
 - (3) 漏えい文書等の内容（個人データの項目及び個人データに係る本人の数）
 - (4) 二次被害又はそのおそれの有無とその内容
 - (5) 事故後の対応（本人への対応状況を含む）
 - (6) 再発防止策
- 2 法人統括特定個人情報保護責任者は、特定個人情報の漏えい等が番号法第 29 条の 4 第 1 項に規定する事態に該当すると判明した場合には、直ちに個人情報保護委員会へ報告をするものとする。
- 3 特定個人情報保護責任者は、統括特定個人情報保護責任者の指示に従い、流出した特定個人情報の回収に努め、被害者への説明・謝罪を迅速に行うものとする。
- 4 特定個人情報保護責任者は、法人総括特定個人情報保護管理者の指示に従い、二次被害の防止等のため、第 1 項に掲げる事項を原則公表するものとする。

第 4 章 雑則

（委任）

第 8 条 この要領に定めるほか、この要領の施行に関し必要な事項は、法人総括個人情報保護管理者及び法人総括特定個人情報保護管理者が定める。

附 則

この要領は、平成 17 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 3 月 3 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
第 4 条第 3 号及び第 6 条第 3 号の改正については、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 9 月 8 日から施行する。